

令3長寿社会第942号

令和4年(2022年)1月31日

各高齢者施設の長 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

社会機能の維持に向けた濃厚接触者の取扱いの改正について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年1月18日付け令3長寿社会第908号でお知らせいたしました標記の取扱いについて、国の事務連絡の一部改正に伴い、添付資料のとおり、その取扱いを改正しましたので、お知らせいたします。

【添付資料】

- 1 社会機能の維持に向けた濃厚接触者の取扱いについて（1月28日一部改正）
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について
（1月5日付(1月28日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部)

※以下の県ホームページにも上記改正後の資料をアップロードしています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15200/kansensyou/202201180001.html>

健康福祉部 長寿社会課
担当：施設班 野村 TEL:083-933-2793
介護保険班 原田 TEL:083-933-2774